

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2011～2016年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2011年度	1,440	653	26	41
2012年度	1,001	429	17	9
2013年度	875	444	19	13
2014年度	1,033	424	19	12
2015年度	954	490	16	13
2016年度	812	435	14	10

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2011年度	1,416	1,274	90.0%
2012年度	989	897	90.7%
2013年度	853	755	88.5%
2014年度	1,012	923	91.2%
2015年度	933	856	91.7%
2016年度	792	704	88.9%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2017年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2017年度	1,101	624	17	15
2017年4月～6月	232	151	3	2
2017年7月～9月	246	112	3	1
2017年10月～12月	290	181	6	8
2018年1月～3月	333	180	5	4
2018年度	1,001	555	24	35
2018年4月～6月	248	138	6	11
2018年7月～9月	285	153	6	2
2018年10月～12月	268	157	9	15
2019年1月～3月	200	107	3	7
2019年度	684	367	13	27
2019年4月～6月	177	78	2	2
2019年7月～9月	162	89	3	3
2019年10月～12月	149	106	2	14
2020年1月～3月	196	94	6	7
2020年度	446	251	17	9
2020年4月～6月	107	60	8	2
2020年7月～9月	187	116	6	4
2020年10月～12月	152	74	3	3
2021年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2017年度	1,061	958	90.3%
2017年4月～6月	227	204	89.9%
2017年7月～9月	236	220	93.2%
2017年10月～12月	281	252	89.7%
2018年1月～3月	317	282	89.0%
2018年度	947	860	90.8%
2018年4月～6月	237	208	87.8%
2018年7月～9月	276	247	89.5%
2018年10月～12月	257	237	92.2%
2019年1月～3月	177	168	94.9%
2019年度	651	568	87.3%
2019年4月～6月	169	150	88.8%
2019年7月～9月	150	130	86.7%
2019年10月～12月	143	122	85.3%
2020年1月～3月	189	166	87.8%
2020年度	285	267	93.7%
2020年4月～6月	99	90	90.9%
2020年7月～9月	149	141	94.6%
2020年10月～12月	37	36	97.3%
2021年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻し、警察官・銀行員・銀行協会職員などを騙る者にキャッシュカードが詐取または窃取されたことを起因とした払戻しの場合等を除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

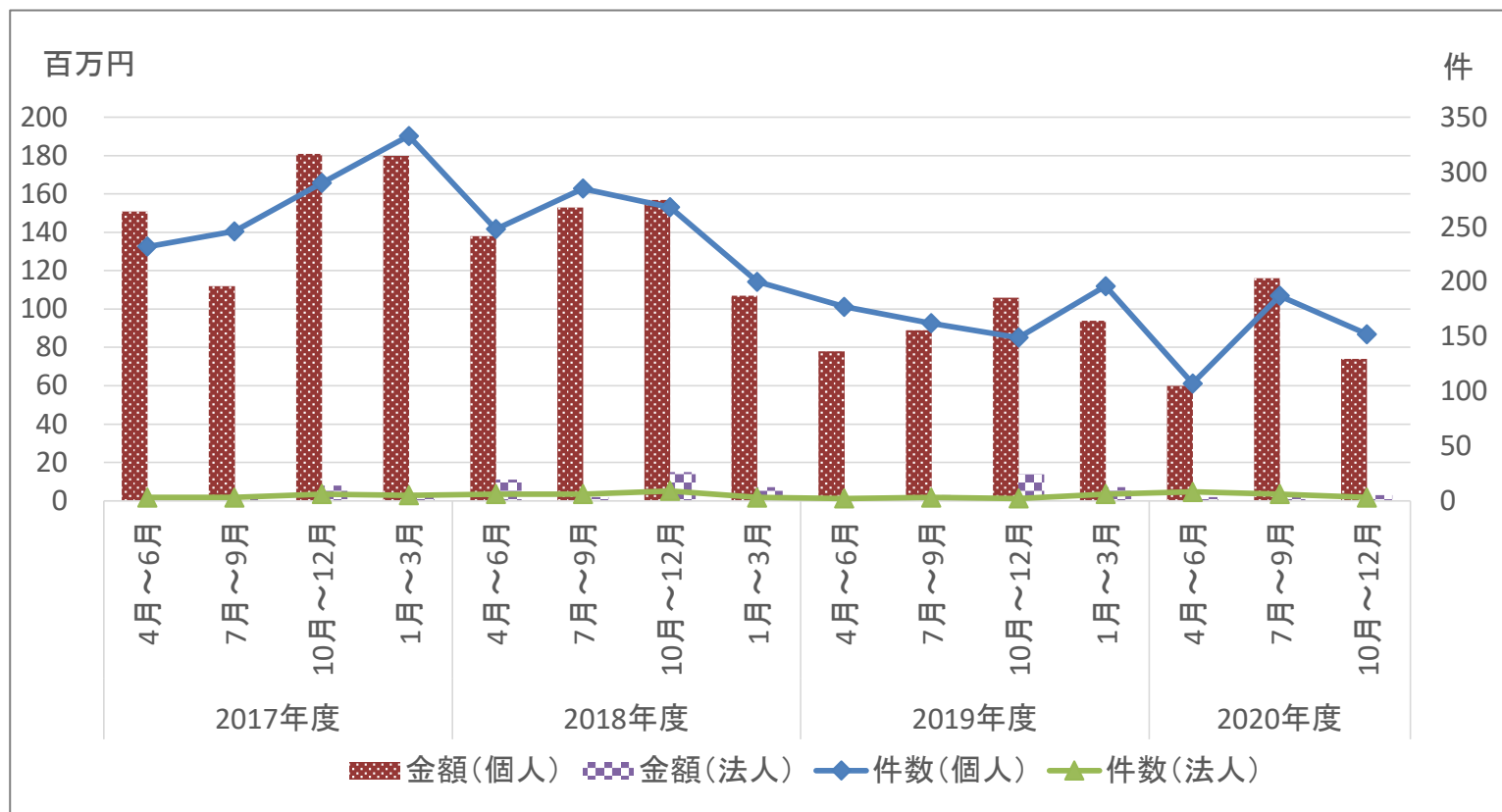
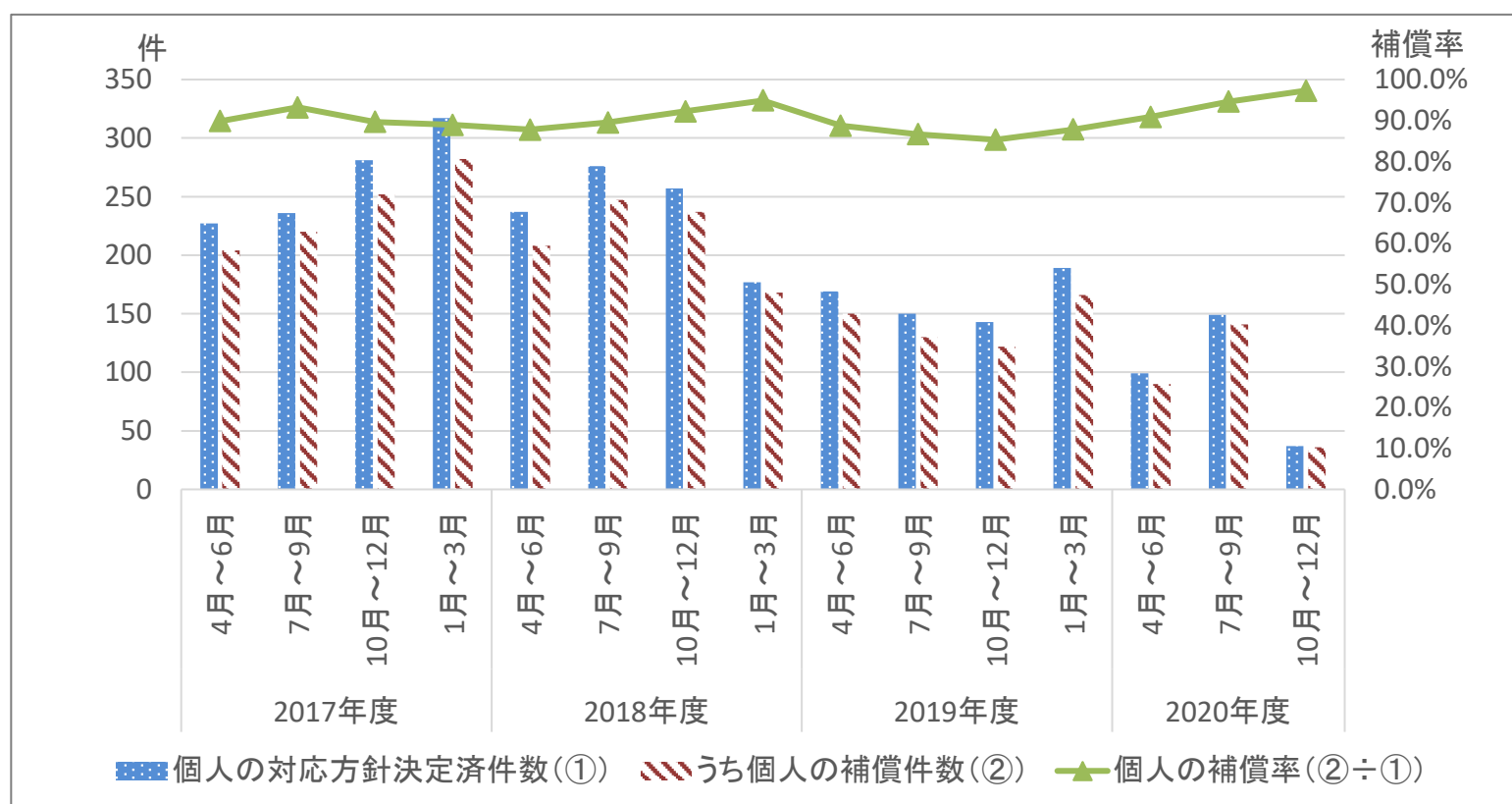


図2: 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上